

公益社団法人鎌ヶ谷シルバー人材センター会員会費規定

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人鎌ヶ谷シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 正会員が一会計年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

(1) 正会員の会費は、年額3,500円とする。

(2) 前号により難い正会員の会費については、経済的事情又は病気等の理由により理事会で承認を得た場合には、免除することができる。

(納入期日)

第3条 会費は、毎年度1回5月末現在の会費にあつては7月末までに、6月以降新たに会員になったものにあつては入会后1月を経過した日までに納入するものとする。

(会費の使途)

第4条 会費は、毎事業年度の管理運営経費に使用し、残額が生じた場合は定款第4条に定める公益目的事業に使用する。

附則

この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益在団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法規の整備等に関する法律第106号第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

平成7年4月1日から施行する。

附則

平成18年4月1日から施行する。